

令和3年9月15日

保護者様

岐阜市教育委員会

令和3年度 就学援助について（再度のお知らせ）

～多くの方にご利用いただけるようになりました～

岐阜市では、小中学校に通うお子さんの就学に必要な費用にお困りの世帯を対象に、学用品費、給食費などを援助する制度を設けています。今年度から制度見直しにより所得制限を緩和し、より多くの方にご利用いただける制度になりました。これにより、昨年度は対象外であった方も支給を受けられる場合がございます。

今年4月・5月に申請していない方は、再度、対象となる世帯かご検討いただき、各学校へ申し出て下さい。

【支給対象費用】（今後、申請が認定された場合）

学用品費、通学用品費	定額支給（小学校）月 1,158 円 （中学校）月 2,083 円
新入学児童生徒学用品費（小6のみ）※	定額支給 60,000 円
校外活動費、PTA会費、卒業アルバム代等 生徒会費（中学校のみ）、クラブ活動費（中学校のみ）	実費支給（上限あり）
修学旅行費、給食費	実費支給

※ 新入学児童生徒学用品費については、中学校入学前の2月中旬に認定対象者へ支給します。

【申請の方法】

★申請前にご注意ください。

税の申告をしていない方は就学援助の審査ができません。所得がない方（税法上の扶養に入っている場合は除く）も申告が必要です。就学援助申請前に税の申告を必ず済ませてください。

★申請書は学校にあります。就学援助を希望される方は、各学校から申請書をもらい、必要事項を記入の上、各学校へ提出してください。申請書のほか、申請理由に応じた書類の提出が必要です（申請書とともにお渡しする「申請理由別添付書類一覧表」でご確認ください）。

★前年度申請した方も、今年度に改めて申請が必要です。

★年度途中でも申請できますが、原則、申請された月からの認定となり、支給されない費用がある場合もあります。日にちをさかのぼっての支給はできません。

裏面もお読みください

【対象となる世帯】…次の（１）又は（２）に該当する場合

（１）所得が低い世帯

- ・前年の所得（収入から必要経費を控除した後の金額）が低い、又は、急激な収入減となった方

★所得制限の目安は、世帯全員の合計所得であり、現在の家族構成、年齢などによって異なります。

＜対象となる所得の目安（例）＞

家族数	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
家族構成	親(35歳)子(9歳)	親(35・38歳) 子(9歳)	親(35・38歳) 子(9・7歳)	親(35・38歳) 子(13・9・7歳)
所得制限額	238万円程度	314万円程度	374万円程度	442万円程度

【確認の方法】

お手持ちの①又は②が所得額（収入がある世帯全員分の①又は②の合計額）になります。

- ①「令和2年分 給与所得の源泉徴収票」の給与所得控除後の金額（調整控除後）
- ②「令和3年度市民税・県民税 税額決定通知書」の総所得金額

（２）次のいずれかに該当する世帯

- ・生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- ・市民税の非課税又は減免
- ・個人事業税の減免
- ・固定資産税の減免（家屋新築による減額などの軽減措置は除く）
- ・国民年金保険料の免除（一部免除を含み、家族全員が免除）
- ・国民健康保険料の減免又は減額
- ・児童扶養手当の支給（児童手当、特別児童扶養手当とは異なります）
- ・生活福祉資金の貸付を受けている
- ・職業安定所登録日雇労働者

【その他】

★このお知らせは、今年4月のお知らせの追加受付となりますので、すでに「令和3年度 就学援助費 対象児童生徒の認定について」（認定通知）を受け取った方は、世帯状況（改姓・世帯構成等）に異動がない限り、**申請書の再提出は不要**です。（7月15日付けで認定しないお知らせを受け取った方は、申請理由又は世帯状況に変動があった場合のみ再提出してください。）

★今回、申請書を提出された場合、審査の結果を12月に通知します。

★今後の支給時期は、2月中旬～下旬、翌年度5月頃です。なお、**振込み時、すでに納付すべきこととなった学校納入金で3ヶ月以上の未納がある場合は、学校長への振込みとなります。**

★就学援助は学校の集金を免除するものではないため、学校の集金は必ず支払ってください。

★詳しくは、岐阜市教育委員会 学校安全支援課 学事係 ☎（058）214-2316 又は、各学校へお問い合わせください。

アンケート（匿名）の回答にご協力ください。→



https://logoform.jp/form/BcLm/GIFU_city_29203

（このアンケートは、個人情報の収集を目的としていませんので、このフォームでの申請受付やご連絡はできません。）

記入例 児童に係る就学援助申請書(兼認定台帳)

小	中	学番	21
---	---	----	----

(あて先)岐阜市教育委員会 次の理由により就学援助の申請をします。なお、この申請につき世帯全員の市民税課税台帳、世帯情報、児童扶養手当および生活保護法に基づく教育扶助の受給情報の照会・調査・確認について同意します。また、申請後受給資格がなくなった場合は、速やかに岐阜市教育委員会へ申し出ること。なお、 振込み時にすでに納付すべきこととなった学校納入金で3ヶ月以上未納分がある場合は、学校長渡しとすることに同意します。 申請日 令和 年 月 日				学校名	岐阜市立 東長良中		学校	
申請者 住所 岐阜市□□町1丁目11番地 保護者(自署) 氏名 岐阜 太郎 連絡先 (△△△)〇〇〇〇-□□□□				児童生徒の学年・氏名	3年 2組	岐阜 長良		
家族の状況(保護者・本人を含む) ※生計を共にしている方全員の氏名等を記入してください。				児童生徒の学年・氏名	1年 4組	岐阜 次郎		
フリガナ 氏名 続柄 生年月日 職業(勤務先)又は学校・園名・学年				児童生徒の学年・氏名	年 組			
ギフ タロウ 父 昭和55・1・4 会社員(株式会社凹凸)				申請の理由(該当の番号に○印を付けて下さい) 1 生活保護が停止又は廃止になった(令和 年 月 日) 2 市民税の非課税(地方税法第295条第1項に基づく非課税)又は減免の扱いを受けた 3 個人事業税減免の扱いを受けた 4 固定資産税減免の扱いを受けた(ただし、家屋新築による減免を除く) 5 国民健康保険料の減額を受けた(国民健康保険法第81条に基づく減額を含む) 6 国民健康保険料の減額を受けた(国民健康保険法第81条に基づく減額を含む) 7 児童扶養手当を受給している(児童扶養手当法第10条第1項に基づく減額を含む) 8 生活保護費の貸付を受けた 9 職業安定所登録日雇労働者である 10 上記1～9に該当しないが、所得が低い、保護者の病気・死亡による急激な収入減など、経済的に困っている				
ギフ ハナコ 母 昭和56・8・3 パートタイム				※申請の理由は、世帯全員の方が該当している項目を選んでください。 ※申請の理由別に必要な資料を添付してください。				
ギフ イチロウ 兄 平成17・9・7 ☆☆高等学校1年生				<特記事項> 保護者の病気による収入減等、特別な事情があれば、記入してください。				
ギフ ナガラ 本人(姉) 平成18・8・5 〇〇中学校3年生				※就学援助が認定された場合、左記金融機関口座に振込いたします。 ※基本的に申請者(保護者)と口座名義人は同一にしてください。 ←ゆうちょ銀行を除く				
ギフ ジロウ 本人(弟) 平成20・5・3 〇〇中学校1年生				教育委員会 処理欄	認	却	保	認定日
ギフ キンカ 祖母 間違えた場合は、二重線で書き直し、訂正署名または訂正印を押して下さい。				校長名				
金融機関名 〇〇銀行 〇〇 本店・支店・出張所				備考				
普通預金口座番号 △△△△△△△△ (フリガナ) △△△△△△△△ 口座名義人 〇〇〇〇				印				

※振込先に指定した通帳(金融機関名、支店名、通帳番号が記載された箇所)A4サイズでコピーし添付のうえ、必ず提出してください。

※申請者氏名や口座名義人等に変更があったときは、すぐに学校へご連絡ください。

申請理由別添付書類一覧表

(第2期追加申請用)

【該当番号】 申請理由	提出が必要な添付書類 (A4サイズ)
1 生活保護が停止又は廃止になった	なし
2 市民税の非課税又は減免の扱いをうけた	なし
3 個人事業税の減免の扱いをうけた	・減免決定通知書のコピー
4 固定資産税の減免をうけた(ただし家屋新築による減額などの軽減措置は除く)	・減免決定通知書のコピー
5 国民年金保険料の免除(一部免除含む)をうけた	・免除決定書のコピー(夫婦の場合は、それぞれ必要)
6 国民健康保険の保険料の減免の扱いをうけた	・減免決定書のコピー
7 児童扶養手当(ひとり親家庭などに支給される手当で、 <u>児童手当、特別児童扶養手当とは異なります</u>)を支給されている	・児童扶養手当証書のコピー(申請中により証書が手元にない場合は、申請書のみで可。ただし、証書が届き次第コピーを提出すること)
8 世帯更生資金(生活福祉資金)の貸付をうけた	・貸付決定書のコピー
9 職業安定所登録日雇労務者である	・対象者手帳のコピー
10 上記1～9に該当しないが、前年の所得が低いと認められるまたは、失業や病気等により前年と所得状況が大きく変わった場合	・ <u>令和3年1月2日以降に岐阜市へ転入した世帯のみ、</u> 令和3年度所得課税証明書(令和3年1月1日時点の住民登録市町村にて発行してもらう。発行されるのは、令和3年6月1日以降)

※添付書類の写しは、A4サイズにして提出して下さい。